

公有水面埋立法施行令の一部改正について

昭和六十一・七・一八 建設二〇五
建設省 建設局 建設課長 兼 建設省河川局長
各都道府県知事 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長
各建設事務者の長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長

公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第二百五十七号)の施行については、昭和六十一年七月十八日付け建設第二〇五号・建設省河川政策第四号をもつて運輸省港湾局長・建設省河川局長(以下「局長連達」という)より通達されたところであるが、同連達によるほか、下記に留意の上通達のないうようにされたい。

記

- 一 公有水面埋立法施行令第七条第二号ただし書の適用を受ける埋立てに係る公有水面埋立法施行規則第三条第十号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。
- 二 局長連達記(四)の「計画」は、その策定又は承認に当たつて当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。

三 局長連達記(四)の「計画」に、具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。

公有水面埋立法による認可申請書の取扱いについて

昭和四七・五・一八 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長
各地方建設局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長
各都道府県土木主管部長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長

公有水面埋立の免許について、公有水面埋立法の規定により建設大臣の認可を要する場合において、都道府県知事の提出する認可申請書は地方建設局長を經由することを要しないものであるので、念のため通知する。

なお、河川法が適用又は準用される河川の埋立てについては、「河川法の施行について」(昭和四十年三月二十九日建設省河川第五十八号建設事務次官連達)の十五の(四)により、河川管理者及び公有水面埋立免許権者はあらかじめ協議調整することは勿論、公有水面埋立法施行令第三十二条第二号に該当する埋立についても、公有水面埋立免許権者は、河川管理者とあらかじめ協議し、調整を図ることとされた。

(説明)

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用又は準用される河川における埋立については、前記事務次官連達により河川管理者及び公有水面埋立免許権者は、あらかじめ協議することとさ

れており、このことは、河川の河口附近における埋立についても同様の運用をすべきものであるが、これらの事前協議があらかじめ十分行なわれないうえ、認可申請書について協議が行なわれ、これに相当の日数を要し、そのため認可申請書が本省に到着するのが非常に遅延している事例がある。

しかし、公有水面の埋立は、権利を設定するものであり、かつ、地元市町村議会の諮問も了した重要な行政処分であるから、このような事務処理の遅延は到底許されないものであることは、公有水面埋立二國スル取扱いノ件(甲)(大正十一年四月二十日発土第三十五号土木局長連達)の趣旨からもちがわるところである。

従つて、認可申請以前の段階(できれば、地元市町村議会への意見詰問の前)において、埋立免許権者である知事と河川管理者が、あらかじめ協議調整するものとし、協議調整の状況を認可申請時に明らかにするものとする。

また、埋立免許権者は、できるだけ認可申請以前の審査段階において、埋立計画の概要について本省とも事実上の協議をすることとされた。

公有水面の埋立により不 用に帰した国有地の処理 について

昭和四五・四・二五 建設省三三
建設省 建設局 建設課長 兼 建設省河川局長
各都道府県知事 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長 兼 建設省河川局長

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十五条の規定に基づき公共の用に供する国有地で、埋立に関する工事の施行により不用に帰したものの(以下「埋立背後地」という)の処理については、従来から免許権者において処分すべき旨指導してきたところであるが、このたび、大蔵省理財局長から別紙のとおり通知があつたので、今後は、下記により処理し、遺憾のないよう措置されたく、命により通知する。

記

- 一 埋立背後地の埋立地に対する面積比が一〇〇パーセントをこえない場合
- (1) 埋立背後地の下付申請は、埋立免許申請と同時に進められるものとする。
- (2) 埋立免許権者である知事(以下「免許権者」という)は、埋立背後地について公有水面埋立法第二十五条の規定を適用しようとする場合には、当該国有地の財産管理者としての

部局長である知事(以下「部局長」という)にこの旨を通知し、用途廃止を依頼する。

(3) 部局長は(2)の通知に係る当該国有地について用途廃止をする場合には、国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第五条第二項の規定により、あらかじめ、財務局長に通知する。なお、この通知に対し、財務局長は、形式的審査を行なうのみで、用途廃止について同意を与えることになつてゐる(別紙通知記の2)

(4) 部局長は、埋立の竣功認可前であつても、公共用財産としての実態を喪失した場合には、当該国有地の用途廃止を行ない、免許権者にこの旨を通知する。なお、当該用途廃止については、建設省新設国有財産取扱規則(昭和三十年建設省訓令第一号)第十七条第二項の規定による建設大臣の承認があつたものとして取り扱う。

(5) 用途廃止された埋立背後地は、国有財産法施行令第五条第一項第四号該当の引継ぎ不適当財産として引き継ぎ部局長が管理する。

(6) 埋立背後地の処分は、埋立の竣功認可と同時に又は竣功認可後すみやかに免許権者が行なう。したがつて、公有水面埋立法第二十五条を適用する国有地の範囲、国有地を下付する相手方及び有償無償の決定は、免許権者が行なう。なお、有償の場合における国有地の評価については、大蔵省の定める基準によ